

③危機管理体制の強化

●市民への情報伝達体制の強化  
発災時に的確な情報発信を実施するため、防災行政無線の適切な維持管理を行います。また、デジタル技術の活用も含めた「誰一人取り残さないシステム」の在り方について検討します。

④防災拠点の強化と被災者支援

●災害対策用備蓄品の適正な更新  
災害用備蓄品を計画的に更新します。防災備蓄倉庫に備蓄している食料や災害対策用資機材の適正配置を行います。また、避難所における充電環境の整備などに努めます。

第3 消費者保護

消費者教育の充実を図るとともに、高齢者を見守る側の消費者教育や事業者向けの啓発も併せて推進します。また、関係機関と連携した見守り体制も充実させます。

①消費者被害の防止

●消費者被害防止施策の実施  
市民や消費者団体、事業者などと連携し、各種消費者被害防止キャンペーンを実施します。

②消費者生活の充実

●消費者教育の充実および推進  
若者や高齢者、高齢者を見守る側への消費者教育の充実を図ります。

第5部 持続可能な社会を実現する環境・循環のまち

第1 環境

市民の環境への意識や行動を高める施策を進めます。また、新エネルギー・省エネルギー設備の設置を補助し、環境負荷の少ない設備の普及を図ります。

①ゼロカーボンの実現に向けた取り組み

●公共施設における省エネ・再エネ活用  
建物の高断熱化や設備機器の高効率化

などを推進し、使用エネルギーを削減します。また、太陽光発電設備や蓄電池などを導入し、再生可能エネルギーを活用します。

●地球温暖化対策実行計画の推進に向けた施策の取り組み  
市内で使用するエネルギーの再生可能エネルギー化や、姉妹都市などの連携による森林整備で温室効果ガスの排出削減を図るカーボンオフセット事業などを進めます。

②気候変動への適応

●熱中症対策・予防の推進  
庁内横断的な体制を整備し、全ての関係部署で熱中症対策を推進します。

③環境への意識啓発

●環境学習・啓発事業の推進  
「みたか環境活動推進会議」との協働により、環境講座や体験学習の機会を提供します。

④人と自然の共生

●農地・緑地の保全  
市内産農作物の活用や自然緑地の重点的保全などに取り組み、緑や水環境を保全します。また、公園緑地の改修・拡充により、身近な緑地をつくり育てます。

第2 ごみ処理

廃棄物の3R（リユース、リデュース、リサイクル）の取り組みを進めるとともに、循環型社会の構築をめざします。

①ごみの減量・資源化、適正処理の推進

●資源循環の促進  
3Rに加えて、循環経済の実現に向け製品プラスチックのリサイクルを進めるとともに、水平リサイクルを推進します。

●適正処理の推進

小型充電式電池とその内蔵製品の適正処理に向けた対策を実施します。

②ごみ処理施設の維持・保全

●ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新に向けた取り組み  
不燃物処理資源化施設である同センターの更新に向けた工事を進め、令和10年度の稼働をめざします。

第3 下水道

耐震化や長寿命化対策、東部処理区の流域下水道編入に向けた関係機関との調整などを行います。また、雨水流出抑制型下水道への転換を引き続き図ります。

①安定した下水道機能の確保

●地震対策の推進  
下水道管路施設の耐震性能の調査と耐震化工事に取り組みます。

②都市型水害対策の推進

●止水板設置の促進  
建物の出入り口に止水板を設置する工事などに対する助成制度について一層の周知を図り、自助の取り組みを支援します。

③東部処理区の流域下水道への編入

●東部処理区の流域下水道への編入  
東京都や関係市をはじめとする関係機関との調整を引き続き行います。

第6部 誰もが安心して暮らせる健康・福祉のまち

第1 地域福祉

多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現をめざし、市民のニーズに対応した地域福祉を推進します。

①健康福祉総合計画等の策定

●『健康福祉総合計画2027』の策定と推進  
全ての市民が自分らしく生きられる地域共生社会の実現に向け、多様な主体が連携して支え合う包括的な仕組みを確立します。

②地域で共生する社会の実現に向けた取り組みの推進

●重層的支援体制整備事業の推進  
制度のはざまにあって支援が受けられない方などが安心して暮らせるように、共助の基盤づくりを推進します。また、

全ての住区への地域福祉コーディネーターの配置を進めます。

③安心して暮らせる地域づくり

●災害時避難行動要支援者の支援  
災害時に要支援者がスムーズに避難できるよう、居宅介護支援事業所や相談支援事業所などと連携して個別避難計画の作成を進めます。

第2 高齢者福祉

包括的な支援体制の構築や医療と介護の連携強化などにより、地域包括ケアシステムをより一層推進します。また、「地域共生社会の実現」をめざします。

①在宅医療・介護の推進体制の強化

●福祉Laboどんぐり山による在宅医療・介護の推進  
3つの取り組み（先進的な技術・サービスの実装、介護人材の育成、在宅生活の継続を支援するための市独自サービスの実施）の有機的な連携により、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを実現します。



福祉Laboどんぐり山での事業の様子（仮想現実技術の体験）

②認知症高齢者の支援と権利擁護の推進

●認知症施策の計画的な推進  
市の認知症に係る計画の策定や条例の制定について検討し、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

③介護予防・フレイル予防の推進

健康寿命の延伸を目標に、要介護状態になる前から積極的に健康づくりに取り

組めるよう、介護予防教室の充実を図ります。

④住宅支援の充実・推進

●住まいの支援  
高齢者の住環境の支援策について、居住支援協議会において検討を進めます。

第3 障がい者福祉

障がいのある人のライフステージや状況に応じた切れ目のない支援に取り組めます。また、人権が尊重され、住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていける「共生社会の充実」をめざします。

①互いを理解し、認め合う地域づくり

●障がいに対する理解促進と障がい者の権利保障  
「心のバリアフリー」を推進する活動を積極的に進めます。また、障がい者差別解消の取り組みとして、事業者などに向けた合理的配慮についての啓発や、虐待防止のための早期発見、早期対応および未然防止のための周知・啓発を行います。

②ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援

●障がい者の生活支援の充実  
相談支援機関が中心となり、切れ目のない支援の充実を図ります。また、住まいの支援について、検討を進めます。

●家族支援の充実

障がいのある子どもや医療的ケアの必要な子どもを育てている家族の支援に取り組めます。また、レスパイト事業の充実をめざし、調布基地福祉施設の整備を進めます。

③障がいのある人を支える地域の基盤整備

●施設整備の推進  
調布基地福祉施設について、重症心身障がい者（児）、重度知的障がい者（児）を対象とした2施設の令和7年度中の開設に向けて進めます。

第4 生活支援

生活困窮者への自立相談支援や生活保護制度への適時適切な相談、活用を通じて、世帯の状況に応じた生活支援を進めます。